

学生主体の野外研究活動事前届について

- (1) 学位論文作成に必要な教育に係る学生主体の野外活動に関しては、当該学生は「学生主体の野外研究活動事前届」(様式3)を作成し、指導教員の承認を得ることとし、野外活動開始の概ね 1 週間前までに教務課(地球社会統合科学府担当)に提出する。
- (2) 大学側の緊急時連絡担当者は指導教員とし、緊急時に学生から連絡を受けた指導教員は、速やかに教務課(地球社会統合科学府担当)担当長に通達し、担当長は管理責任者へ連絡する。
- (3) 野外活動の実施終了後には、学生は速やかに教務課(地球社会統合科学府担当)へ帰着を報告する。